

## 【 結果の概要 】

### 1 調査方法

県保健所及び保健所設置市（以下「保健所等」という。）が、各市町村教育委員会等関係機関と調整の上、全中学校へ毒物劇物取扱実態調査票（別紙）を送付しました。保健所等は各中学校が記入した調査票を回収し、集計しました。その後、各保健所等から報告された集計結果を医薬安全課で取りまとめました。

### 2 調査結果

#### (1) 調査票回収率及び毒物劇物取扱い中学校の割合

調査票を送付した中学校は446校で、全中学校から回答が得られました。その内、毒物又は劇物の取扱いがあった中学校は445校で、その割合は99.8%でした。

#### (2) 調査票回答内容

##### ア 貯蔵設備及び管理・取扱い状況

毒物又は劇物の取扱いがあった中学校（445校）に対し、貯蔵設備及び管理・取扱い状況について調査を行いました。その結果、不適であった中学校数は表1のとおりです。

表1 毒物又は劇物の貯蔵設備、管理・取扱い状況

設問番号	内 容	不適中学校数	不適割合(%)*
1	毒物劇物はそれ以外のものと区別された専用の貯蔵設備で保管していますか。	19	4.3
2	毒物劇物の貯蔵設備には施錠設備がありますか。	5	1.1
3	毒物劇物の貯蔵設備には「医薬用外毒物(劇物)」の表示がありますか。	12	2.7
4	毒物劇物の流出及び地下浸透防止の措置を講じていますか。	7	1.6
5	保健衛生上の危害防止のため毒物劇物の管理者(責任者)を定めていますか。	4	0.9
6	貯蔵設備の鍵の管理者を明確にするなど、保管管理の徹底を図っていますか。	1	0.2
7	毒物劇物の在庫量を定期的に点検していますか。	5	1.1
8	毒物劇物の容器として飲食物の容器を使用していませんか。	7	1.6
9	毒物劇物を小分けした容器・被包には「医薬用外毒物(劇物)」の表示がありますか。	6	1.3
10	不要となった毒物劇物の廃棄方法は適正ですか。	1	0.2
11	毒物劇物危害防止規定を作成していますか。	24	5.4

\* 毒物又は劇物の取扱いがあった445校に対する割合

最も多かった不適項目は、設問番号 11 の「毒物劇物危害防止規定を作成していますか。」で、24 校が不適であり、毒物劇物の取扱いがあった中学校の 5.4%において、毒物劇物危害防止規定が作成されていませんでした。本項目は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するために各中学校が作成するものであり、各中学校の実情に応じて毒物劇物の管理体制や取扱いの方法、事故発生時の措置などを具体的に定めることになっています。

次に多かったのは、設問番号 1 の「毒物劇物はそれ以外のものと区別された専用の貯蔵設備で保管していますか。」で、19 校が不適であり、毒物劇物の取扱いがあった中学校の 4.3%において、毒物劇物とそれ以外のものが区別されずに保管されていました。

その他に、設問番号 3 「毒物劇物の貯蔵設備には「医薬用外毒物（劇物）」の表示がありますか。」、設問番号 4 「毒物劇物の流出及び地下浸透防止の措置を講じていますか。」、設問番号 8 「毒物劇物の容器として飲食物の容器を使用していませんか。」などで不適が認められました。

また、すべての設問内容について適切な取扱いを行っているとは回答したのは 371 校、一方で 1 項目でも不適が確認されたのは 74 校で、毒物劇物の取扱いがあった中学校の 16.6%において、いずれかの設問で不適がありました。

#### イ 取扱いのある毒物劇物について

取扱いのある毒物劇物について、保管数量の多い上位 5 品目について、成分、含量、性状及び通常保管数量について調査を行いました。取扱い中学校数の多い毒物劇物上位 10 品目は表 2 のとおりです。最も多くの中学校で取扱いがあったのは塩酸で、毒物又は劇物の取扱いがあった中学校の 75.7%で取扱いがありました。

表 2 保管数量の多い毒物劇物 10 品目

	品目	毒物・劇物の別	中学校数	割合 (%) *
1	塩酸	劇物	337	75.7
2	水酸化ナトリウム(固体)	劇物	257	57.8
3	硫酸	劇物	216	48.5
4	過酸化水素水	劇物	188	42.2
4	塩化銅	劇物	168	37.8
6	アンモニア水	劇物	162	36.4
7	硫酸銅	劇物	141	31.7
8	水酸化バリウム	劇物	105	23.6
9	メタノール	劇物	78	17.5
10	塩化バリウム	劇物	50	11.2

\* 毒物又は劇物の取扱いのあった445校に対する割合

### 3 立入検査結果

毒物又は劇物の取扱いがあった中学校（445校）のうち、回収した調査票において毒物劇物の取扱い状況等に不適が認められた中学校を中心に194校（43.6%）に対して、保健所等が毒物又は劇物の貯蔵設備及び管理・取扱い状況について立入検査を行いました。その結果、不適であった中学校数は表3のとおりです。

表3 毒物又は劇物の貯蔵設備、管理・取扱い状況

番号	内 容		不適 中学校数	不適 割合 (%)*
1	貯蔵設備	毒物劇物専用の貯蔵設備	59	30.4
2		施錠設備	7	3.6
3		医薬用外毒物(劇物)の表示	26	13.4
4		流出及び地下浸透防止措置	2	1.0
5	管理 取扱い状況	毒物劇物の管理者(責任者)の取り決め	1	0.5
6		毒物劇物の貯蔵設備の鍵の管理	1	0.5
7		毒物劇物の受払簿(管理簿)の作成	12	6.2
8		毒物劇物の容器として飲食物の容器を使用しないこと	9	4.6
9		毒物劇物を小分けした容器・被包への「医薬用外毒物(劇物)」の表示	37	19.1
10		毒物劇物の適正な廃棄	0	0
11		毒物劇物危害防止規定の作成	26	13.4

\* 立入検査を行った194校に対する割合

最も多かった不適項目は番号1の「毒物劇物専用の貯蔵設備」で59校が不適であり、立入検査を行った中学校の30.4%において、毒物劇物とそれ以外のものが区別されずに保管されていました。

次に多かったのは、番号9の「毒物劇物を小分けした容器・被包への「医薬用外毒物(劇物)」の表示」で37校が不適であり、立入検査を行った中学校の19.1%において、毒物劇物を小分けした容器・被包へ適正な表示がされていませんでした。

その他に、番号3「貯蔵設備への「医薬用外毒物(劇物)」の表示」、番号11「毒物劇物危害防止規定の作成」、番号7「毒物劇物の受払簿(管理簿)の作成」などで不適が認められました。